令和6年度 高校生・大学生教職体験プログラム 「教師ミニミニ体験」事業(中央地区)実施要項

1 目的

- ① 教職希望の高校生等が、児童生徒との触れ合いを基盤にした本事 業 に 参 加 す る こ と に よ り 、 教職 の 適性 を 知 り 、 教職 へ の 憧れ や 意 欲 の 向 上 を 図 る 。
- ② 配属先(実地体験校)担任教師のアシスタント等として教育活動に参加することにより、児童生徒の学ぶ意欲や生活意欲の向上につなげる。
- 2 主催 秋田大学高大接続センター
- 3 後援 秋田県教育委員会、潟上市教育委員会、由利本荘市教育委員会
- 4 対象 中央地区の高校生・秋田大学生40名程度(下記「5配属」「8募集」参照)
- 5 配属 ①高校生(下記②以外)28名程度、大学生2名程度→潟上市小中学校
 - ②由利本荘市とにかほ市にある高校の生徒10名程度→由利本荘市小中学校 ※配属についての①②の希望をお受けすることはできません。
- 6 事業の流れ
- (1) 開講式・オリエンテーション 7/21(日) 13:00~14:20 秋田大学ー般教育 1 号館
 - ①『教師ミニミニ体験』事業の概要について
 - ②体験実習生としての留意事項等
- ③グループワーク(自己紹介等)
- (2)講義(「教職の世界」)10/12(土)10/27(日)11/16(土) 秋田大学一般教育 1 号館 ~ 教職の適性や教育の現状等について理解を深め、教職についての基本的知識を身 に付ける~ (内容は変更になる場合があります)
 - ①(第1講)教職の世界とその魅力
 - ②(第2講)これから(近未来)の学校教育と教師の役割
 - ③(第3講)『授業』という営みー授業ビデオ(教育専門監)の視聴を通して優れた授業の条件を探る一
 - ④(第4講)学習指導案の見方と学習指導案(略案)の作成、模擬授業の提示
 - ⑤(第5講)秋田県教育の特色(「全国学力·学習状況調査」や「大学入学共通テスト」 等の結果分析 他)及び教師に必要とされる資質・能力について
 - (3)実地体験(潟上市・由利本荘市)12/18(水)・19(木)・20(金)の3日間 配属先(実地体験校)の教員より、ワンポイント指導についての助言を受ける。 「活動例」
 - ①通常の教科学習のアシスタント
- ②外国語活動のアシスタント
- ③教科学習のワンポイント指導
- ④学級での交流活動
- ⑤朝や帰りの会への参加(コメントを述べる) ⑥給食の時間
- ⑦清掃活動

- ⑧その他、配属校の実状に応じた活動
- (4)事後指導(振り返りと総括)及び閉講式 12/26(木)13∶30~15∶00 秋田大学一般教育 1 号館 7 配属校及び活動時間 等
- (1)配属校 潟上市内小・中学校(6小学校、3中学校 予定) 由利本荘市内小・中学校
- (2)活動時間 配属先小・中学校の活動時間に準ずる。 詳細については、実地体験校の参加代表者が事前に確認し、参加者に周知すること。
- (3)活動日誌の記入と提出

参加者は活動日誌を記入し、配属先の校長の署名又は押印をいただくこと。

- (4)昼食 配属先の学校で児童生徒と一緒に教室で給食をとる。
- (5)欠席について

参加者がやむを得ない理由で欠席する場合には、事前に(平日 8:30~17:00)秋田大学総合学務課(018-889-2254)に連絡する。

(6)活動の教育課程上の位置づけ

高校生にあっては、就職体験活動(インターンシップ)として位置づける等、各高等 学校の教育活動の一環とする。大学生にあってはボランティア活動の一環とする。

8 募集

(1)応募資格

中央地区の高等学校在学中の2年生または1年生、秋田大学生。

本事業のねらいを踏まえ、将来教職に就くことを強く希望し、実地体験小・中学校に登校可能であり、原則として全ての活動に出席可能であること。

(2)応募手続

別紙 諸手続き参照

- 高校生は推薦願(様式②)を整え、高等学校長に申請する。
- ・各高等学校長は文書(様式④)により高大接続センター長に依頼する。高大接続センター長は推薦願をとりまとめ、(様式⑤)により参加者と配属先を市教育委員会教育長と協議の上、決定する。
- ・大学生の場合は「推薦願(様式②)」を「推薦願(様式①)」に、「高等学校長」を 「所属学部長・研究科長」に読み替える。

(3)受講の決定

秋田大学高大接続センターから各高校へ通知する。

(4) 受講の取り消し

本事業は原則として全ての活動への参加を必須とするため、以下の場合は受講を取り消すことがある。その場合は、以降の活動への参加を認めない。

- ・開講式及び閉講式の欠席:欠席の理由を勘案して決定する。
- ・講義(「教職の世界」)の欠席:原則的には半分以上欠席した場合は受講を取り 消すこととするが、欠席の理由を勘案して決定する。
- ・実地体験の欠席:原則欠席を認めない。
- ・その他、本事業の円滑な実施・運営を妨げる行為・言動があった場合。

9 募集締切

6月7日(金)必着

10 その他

(1)参加高校生及び大学生への指導

当該高等学校及び大学においては、参加高校生・大学生が、本事業のねらいを踏まえ、小・中学校で教員の指導の下に活動することの意義を認識させるとともに、服装、言動等についても十分な事前指導をする。高大接続センター長も同様の指導を行うものとする。また、事業の開始に当たっては、開講式及び事前の打ち合わせ(オリエンテーション)を実施する。

(2)終了後の報告

別紙諸手続参照。参加者から配属先校長等への礼状については様式も含め自由と する。

(3) 事故に対する措置等

高校生は7(6)に従い、学校管理下の事業として本プログラムに参加する。

(4)担当及び連絡先

秋田大学総合学務課高大連携室 (池田)

電話:018-889-2254

mail:setsuzoku@jimu.akita-u.ac.jp